

# 令和3年度事業報告書

特定非営利活動法人

神奈川被害者支援センター

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

## 第1 総括

### 1 被害者支援を巡る情勢

令和3年度は、新型コロナウイルスの流行により「まん延防止等重点措置」が4月20日から8月1日まで発令され、引き続いて「緊急事態宣言」が8月2日から9月30日まで発令された。更に、年が明けてからの1月21日から3月21日までの間「まん延防止等重点措置」が再発令された。年度期間中の8ヶ月に及ぶ長期間にわたり、新型コロナウイルスの規制対象とされていたが、幸いにも被害者支援センターの職員及びボランティア相談員、そして関係機関職員から陽性者が出なかったことは、感染防止対策をしっかりと実施した結果である。被害者支援センターとしては、電話相談員の体制を若干縮小したが、直接支援等については通常体制でこの期間を乗り切ることができた。

本状況下での事業活動は、全員が感染防止に十二分に配意しながら増加傾向にある犯罪被害者等への支援活動に可能な限り対応するため、基本的事業である電話相談事業、直接支援事業等を推進した。また、平成24年10月から受託した「いのちの大切さを学ぶ教室」も新型コロナウイルスの影響を受け、前年に引き続き実施が見送られた。

具体的な活動状況としては、電話相談受理状況は、対前年比ではプラス4件、カウンセリング実施状況は、対前年比ではマイナス54件で大幅に件数を減らしている。当センターの独自事業である直接支援実施状況は、対前年比ではプラス73件と大幅に増加している。

犯罪被害者と支援活動に対する理解度アップを目的に「犯罪被害者週間」を中心に毎年実施していた各種キャンペーンは、神奈川県、警察本部との申し合わせにより中止せざるを得ず、神奈川県庁の1階ホールでの「ポスター展示広報と啓発物品の配付」を実施した。また、令和3年11月17日令和3年度横浜市犯罪被害者等支援市民講演会において横浜市との共催による「命のメッセージ展」を当センターとして初めて開催した。

一方、財政面での強化では、既存の支援者、協力者等に対する引き続きの支援をお願いするとともに、新たな資金調達の方策（一例として、よこはま夢ファンド）を開拓するなどの取組を進めた。また、寄付金付自動販売機の設置、募金箱設置、ホンデリング活動等による財源の確保に向けた活動を継続し、活動資金獲得のための諸活動を推進したが、コロナ禍における経済的影響も大きく活動財源は減収となった。

### 2 会員の状況

令和4年3月31日現在、正会員数は163名、個人賛助会員は141名、団体賛助会員は376団体（合計680名・団体）であった。

### 3 会費の状況

令和3年度中に会費を納入していただいた正会員は139名、個人賛助会員は89名、団体賛助会員は321団体（合計549名・団体）であった。

### 4 寄付の状況

令和3年度中の寄付は、個人41名、団体30団体であった。

## 第2 支援事業等の実施状況

### 1 電話相談事業等

電話相談事業は、県相談電話（サポステ）業務を受託していることから、祝日及び年末年始を除く月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までの間、ハートライン神奈川については月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの間、電話相談員が1日延4名で被害者等からの相談にあたった。なお、「まん延防止等重点措置」が4月20日から8月1日まで発令され、引き続いて「緊急事態宣言」が令和3年8月2日から9月30日まで発令された。更に、年が明けてからの令和4年1月21日から3月21日までの間「まん延防止等重点措置」が再発令された。「まん延防止等重点措置」を受け令和4年1月24日から3月18日の間、電話相談員を1日通常の半分である2名体制とした。

令和3年度に受理した電話相談等は879件、その内来所相談は10件であった。

### 2 面接相談事業

令和3年度中、登録カウンセラーによるカウンセリングを57回実施した。

### 3 直接的支援事業

令和3年度中、裁判所や検察庁、法律相談等への付添い支援を303回実施した。

### 4 被害者の自助グループ支援事業

自助グループ「ジュピター」を8回開催して被害者の早期回復を支援した。

また、犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）全国大会2021はオンラインで開催された。

### 5 「いのちの大切さを学ぶ教室」事業

県警察からの受託事業として、平成24年から県下の中学・高校に対して実施してきたが、コロナ禍での開催はできなかった。なお、新たなリーフレット「あなたなら、どうする？」を作成した。

### 6 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

神奈川県、神奈川県警察、法テラス、横浜市などの関係機関・団体との会議、研修会、講演会等に参加して情報の共有と連携に努めた。なお、例年県下各警察署で実施の犯罪被害者支援ネットワーク会議は文書開催となったため、センターの活動資料の配付を行った。また、犯罪被害者等延303名（前年度延230名）の支援調整会議を実施するなど支援活動を推進した。市の条例制定に向けた活動にも参画して、民間被害者支援センターの認知度向上にも努めた。全国ネットの会議は、オンラインでの開催となった。

No	実施日時	活 動 内 容
1	R3.5.18	第1回「かならいん」検討会
2	5.20	第2回川崎市犯罪緒被害者等支援有識者会議
3	6.15	全国ネット社員総会（文書開催で参加）
4	6.24	横浜市犯罪被害者等施策懇談会
5	7.2	第3回川崎市犯罪緒被害者等支援有識者会議
6	8.12	第2回「かならいん」検討会（書面開催）
7	8.23	全国ネット新任事務局長等研修（オンライン）
8	8.24	全国ネット事務局長等研修（オンライン）
9	10.15	関東甲信越ブロック事務局長会議（オンライン）

10	10.28	第4回川崎市犯罪緒被害者等支援有識者会議（書面会議）
11	11.17	令和3年度横浜市犯罪被害者等支援市民講演会
12	12.9	茅ヶ崎署被害者支援ネットワーク会議
13	11.20	犯罪被害者週間に伴う展示広報（県庁1階ホール）
14	R4.1.25	第3回「かならいん」検討会
15	1.27	第5回川崎市犯罪緒被害者等支援有識者会議
16	2.15	令和3年度犯罪被害者等支援に係る市町村課長会議（オンライン）
17	2.17	令和3年度性犯罪被害者の対応についての研修会（オンライン）
18	2.22	瀬谷警察署被害者支援ネットワーク会議

## 7 被害者支援活動に関する広報啓発事業等

広報啓発事業として次のとおり実施した。

- (1) 「犯罪被害者週間（11/25～12/1）」にむけての恒例のキャンペーン活動は、会議等の抑制のため全て中止せざるを得ない状況となりキャンペーンは中止した。なお、代替広報活動として、11月18日（木）から11月25日（木）の8日間、「犯罪被害者と支援活動にご理解を」テーマとして神奈川県庁新庁舎1階ロビーにおいてポスターの展示広報、啓発物品の配付広報を実施した。
- (2) 広報誌ハートメッセージによる情報発信、啓発活動  
ハートメッセージ34号7,000部、35号6,000部（計13,000部）を作成し、会員のほか警察署、市区町村、病院等の関係機関、団体等に配付し、被害者支援センターの活動の周知に努めた。
- (3) ホームページの活用  
効果的な広報とネット社会の効率性を活用するため、平成29年10月に日本財団の補助を受けてホームページのリニューアルを行ったが、常に新しい情報提供に努めたほか、関係機関、団体等とリンクさせて活発な広報を行った。
- (4) 他機関等による当センター（サポートステーション）の視察等  
本年度中は、県外からの視察はなかったが、相模女子大学（3名）及び関東学院大学（5名）が視察に来所した。
- (5) 関係団体による広報活動  
例年、県下各警察署被害者支援ネットワーク総会にて広報・啓発活動等について協力要請を行い、警察署関係団体が、市（区）民まつり等の機会を通じて被害者支援の広報（募金）活動を推進してきたが、昨年度に引き続き本年度も地域広報活動が不可能となったことからネットワーク総会（文書開催）を通じての資料配付を行う広報活動を実施した。

### (6) 講師派遣

令和3年度は、外部団体の要請に基づく講師派遣を3回実施した。

	期 日	団 体	対 象 者
1	R3.10.30	被害者が創る条例研究会 シンポジウム 「途切れのない支援の実現に向けて」	被害者支援関係者

2	R4.2.20	神奈川県臨床心理士会研修	臨床心理士・公認心理師
3	3.5	被害者が創る条例研究会 勉強会	被害者支援関係者

8 被害者の実態等に関する調査・研究事業

県、県警察、神奈川県被害者支援連絡協議会、法テラス被害者連絡会等の各会議については、オンライン開催または書面開催となった。

9 研修・養成事業

(1) 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座

かながわコミュニティカレッジが主催する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座（初・中級）」と、「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座（上級）」を実施した。

(2) 研修会等の実施

当センターの相談員のスキルアップを図るため、実例に基づく検討や、弁護士、関係機関等からの部外講師による月例研修会を9回、特別研修を4回実施した。

(3) 全国被害者支援ネットワーク主催のスキルアップ研修会への参加

全国ネットフォーラム・秋期研修会(東京)に参加、関東甲信越ブロック事務局長会議(幹事県長野県(オンライン))に参加した。

第3 管 理 (令和3年4月1日現在)

1 管理体制

理事長	村 尾 泰 弘	
副理事長	堀 本 久美子	
副理事長	勝 島 聡一郎	
理 事	山 田 美和子(小 杉 千 弦 5月30日から)	
理 事	鈴 木 達 也	
理 事	西 村 明 夫	
理 事	山 口 正 志	
理 事	太 田 良 勝	
理 事	藤 木 幸 太	
理 事	山 田 一 子	
専務理事	長 島 豪 (常勤)(永 野 弘 幸(常勤) 5月30日から)	
監 事	松 本 純 也	
監 事	庄 子 徳 義	

計 12名(13名)

2 執行体制

所 長(専務理事)	(常 勤)	事務統括	1 名
副所長	(常 勤)	統括補佐	1 名
(1) 事業課			
所員 (常 勤)		事業課長(副所長兼務)	(1) 名
所員 (常 勤)		課長補佐	1 名
所員 (非常勤)		課員	3 名
(2) 総務課			
所員		総務課長(欠)	名
所員 (常 勤)		課長補佐	1 名
所員 (非常勤)		経理担当	1 名

計 8 名